

銚子市地域福祉計画・地域福祉活動計画・成年後見制度利用促進基本計画(素案)に対するパブリックコメントの実施結果について

■意見募集期間 令和5年1月23日(月)から2月6日(月)まで

■提出のあった意見数：5件(3名)

番号	箇所	提出いただいた意見(原文)	意見に対する市の考え方
1	20ページ 24行目	<p>◇多機関の協働による相談支援体制の構築</p> <p>「複合的な課題に対応できる相談支援体制の検討」とありますが、社会福祉法106条の3には、「市町村は、次条第二項に規定する重層的支援体制整備事業をはじめとする地域の実情に応じた次に掲げる施策の積極的な実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。」とあります。国としては、積極的な体制整備を求めているので、支援体制の検討ではなく、「重層的支援体制の整備」等の文言で積極的に取り組んでほしいと考えます。</p>	<p>「重層的支援体制」では、相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止め、複雑化・複合化した事例については多機関協働事業につなぎ、関係機関間の役割分担のもと、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにすることを目指しています。</p> <p>市では「重層的支援体制」の必要性・重要性を認識しており、体制整備にむけて積極的に取り組むべく、ご意見のとおり、該当部分を「複合的な課題に対応できる相談支援体制の整備」に修正します。</p>
2	44ページ 1行目	<p>(3) 市民・各種団体・サービスの提供事業者などとの協働</p> <p>様々な地域の生活課題を総合的に解決するための協働体制の構築について、「関係者会議」を「地域福祉推進協議会」へ移行するとありますが、構築に当たってこれまで「地域包括ケアシステム」の構築を目指し、地域福祉を視野に入れて検討・議論してきた「第1層の協議体」と協働して組織してみてもどうでしょうか。銚子市内で多くの組織がありますが、比較的同じメンバーがそれぞれの立場で議論していません。それをまとめる場面があればよりよくなると思います。実行性のある協働体制の構築を目指してほしいと思います。</p>	<p>ご意見の内容も踏まえ、「地域福祉推進協議会」への移行・運営において、「第1層の協議体」との連携や協働も検討したいと考えます。</p> <p>また、「地域福祉推進協議会」を中心に市民・各種団体・サービス提供事業者などと実効性のある協働体制の構築を目指していきます。</p>

番号	箇所	提出いただいた意見（原文）	意見に対する市の考え方
3	35ページ 13行目	<p>■地域福祉計画の役割</p> <p>地域福祉計画の役割については、記載されていますが、地域福祉活動計画の役割についての記載はないのでしょうか。</p>	<p>地域福祉推進のための基盤や体制をつくる地域福祉計画と、それを実行するための、住民の活動・行動のあり方を定める地域福祉活動計画は、言わば車の両輪です。これらが一体となって策定されることにより、住民、地域福祉活動団体、ボランティア、事業所や行政など地域に関わるものの役割や協働が明確化され、実効性のある計画となります。これらのことから、地域福祉活動計画の役割についての記載も必要であり、35ページの地域福祉計画の役割とともに、追記します。</p>
4	49ページ 20行目	<p>(3) 計画策定の趣旨</p> <p>国が定めた「成年後見制度の利用の促進に関する法律」による計画の名称は「成年後見制度利用促進計画」となっていますが、内容は権利擁護支援計画としての性格を有しています。本市には成年後見制度の利用の手前にいる対象者の人数が圧倒的に多いと思います。社会福祉協議会の日常生活自立支援事業等の権利擁護支援の充実を計画の中に位置づけて欲しいと思います。地域福祉の要である社会福祉協議会の体制強化のために社協職員の人材育成に力を入れて欲しいです。</p>	<p>54ページ「4. 今後の取組 (2) 利用しやすい成年後見制度の運用」の中に、「〇社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業との連携を図ります。」と記述しています。市と社会福祉協議会が連携を図っていく中で、人材育成も含め、同事業の充実を図っていきたいと考えます。</p>
5	54ページ 8行目	<p>(2) 利用しやすい成年後見制度の運用</p> <p>厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室、老健局認知症施策・地域介護推進課が令和4年10月17日付事務連絡として発出した「成年後見制度利用支援事業の適切な実施について」において市町村長申立以外の本人申立や親族申立の申立費用及び報酬についても対象とするように記載されています。「基本方針②利用しやすい成年後見制度の運用」の取組内容として、成年後見制度を必要とする人が制度を利用出来るよう、報酬助成を市長申立以外の本人申立や親族申立も対象にしてください。</p>	<p>市が実施している「成年後見人等報酬支払費用の助成制度」では、市長が成年後見等審判請求を行った場合において、費用助成の対象としています。本人申立や親族申立を行った場合の費用助成については、今後の検討課題としていと考えます。</p>